

2 三重県総合交通ビジョンについて

- (1)持続可能なまちづくりに資する交通拠点と多様な交通ネットワークの構築について
(2)自転車の積極的な活用について
(3)リニア中央新幹線名古屋駅および県内中間駅への利便性向上について
(4)交通基盤施設の維持管理について
(5)交通安全の推進による安全・安心のまちづくりについて

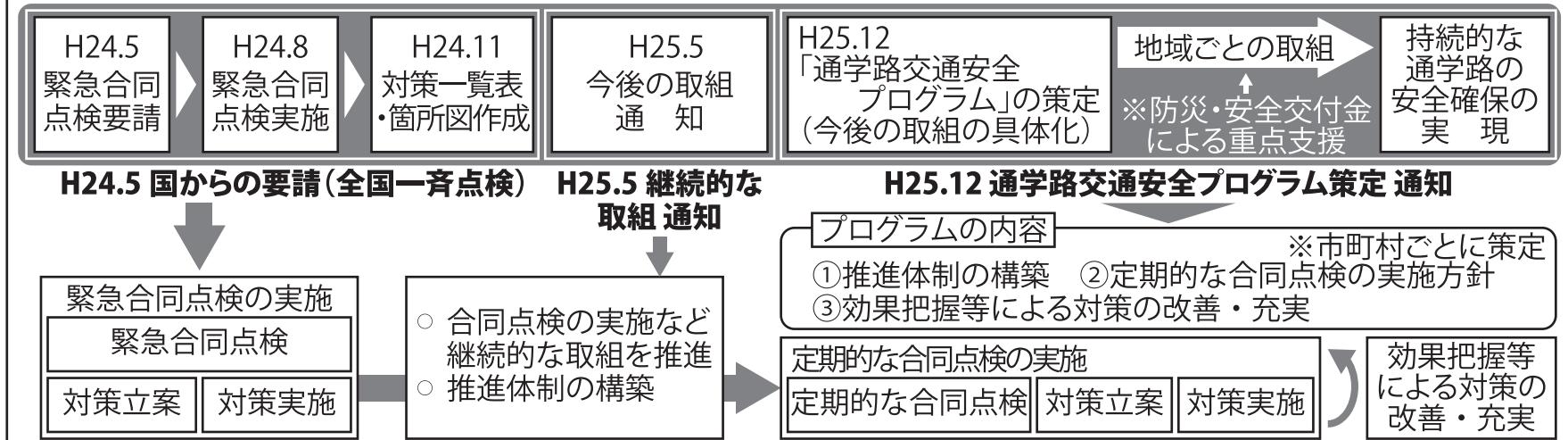
Q 平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検で対策が必要とされながら未整備箇所は、市町単位で策定され

る「通学路交通安全プログラム」に引き継がれて対策が行われるのか、また、外側線、停止線、横断歩道等の表示が消えているなど緊急的に対策が行えるもので、新たに同プログラムに掲載されたものについては、どのように取り組んでいくのか。

A 通学路の緊急合同点検で未整備となっている箇所は、対策必要箇所と位置付け、整備に取り組む。また、「通学路交通安全プログラム」に基づく対策については、各市町で合同点検や対策の検討を行っており、対策必要箇所がまとまり次第、優先順位をつけて計画的に取り組んでいく。

通学路の安全確保に向けた継続的な取組

持続的な通学路の安全確保を図るため、市町村毎に「通学路交通安全プログラム」を策定し、学校・PTA等と連携した定期的な合同点検の実施や効果把握を踏まえた対策の改善・充実の実施を推進。



Information

■「三重県水源地域の保全に関する条例」の施行に伴う
土地取引の事前届出制度が平成28年1月1日からスタート

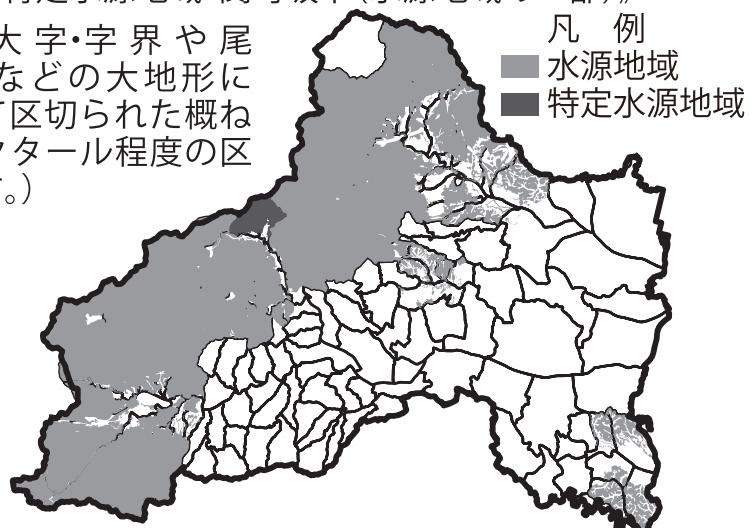
条例では、水源地域としての森林を将来にわたって守り育てていくため、水源地域における土地取引の事前届出制度などを定め、適正な土地の利用を確保し、森林の持つ水源のかん養機能の維持増進につなげることが目的。

□ 条例の特徴

- 水源地域と特定水源地域の2つの地域指定
 - ※水源地域とは(土地取引の事前届出が必要な地域)地域森林計画の対象となっている民有林を対象に、市町の大字単位で指定しています。《亀山市内の水源地域:安坂山町、下庄町、白木町、両尾町、加太板屋、加太梶ヶ坂、加太北在家、加太神武、加太中在家、関町沓掛、関町坂下》
 - ※特定水源地域とは(保安林指定や公的な管理を進める地域)水源地域の中でも、特に重要な地域として、地域森林計

画で設定された林班(※3)単位で指定しています。《亀山市内の特定水源地域:関町坂下(水源地域の一部)》

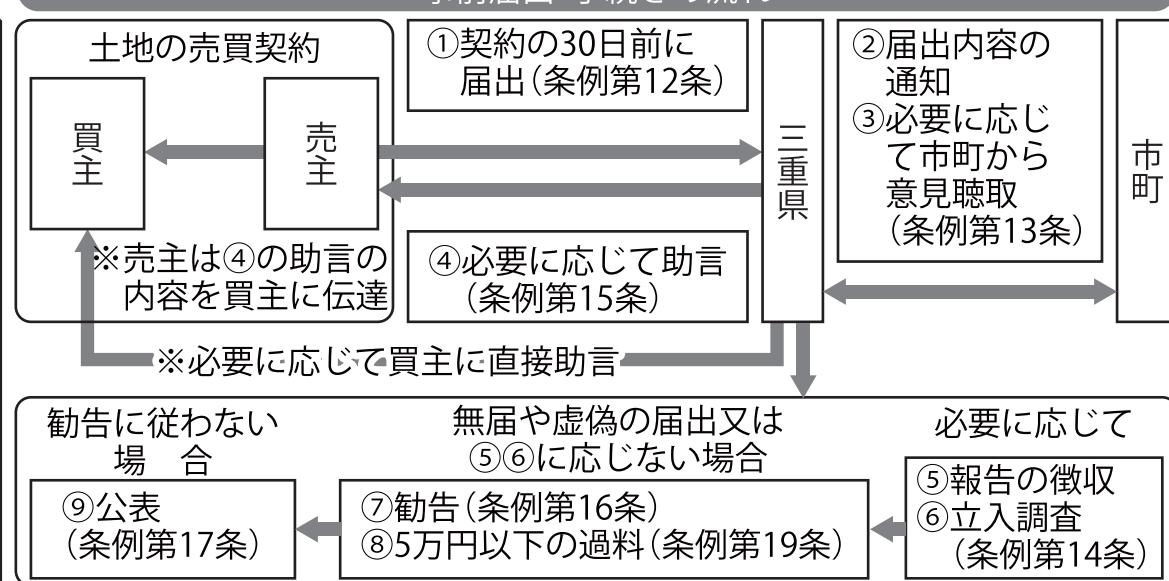
(※3:大字・字界や尾根・谷などの大地形によって区切られた概ね50ヘクタール程度の区域です。)



事前届出制度の概要

届出対象	売買、贈与、交換、地上権、地役兼、使用貸借による権利、賃貸権に関する契約
届出者	土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方
届出期日	契約を終結しようとする日の30日前まで
届出先	知事[土地の所在地を管轄する農林(水産)事務所(郵送可)]
届出内容	契約の当事者の氏名、住所、土地の所在地・面積、所有権等の種別、利用目的など
適用除外	取引の相手方が国や地方公共団体、森林整備法人等の場合

事前届出・手続きの流れ



◆県政報告会を行っています